

外国文書館案内 20

マレーシア (1)

マレーシアの文書館については、すでに『アーキビスト』No.37掲載のジョアンナ・キシー氏(サバ州文書館館長)「マレーシアの文書館」で紹介された。ここでは、1989年のマレーシア国立文書館年報ARKIB NEGARA MALAYSIA 1989年に基づき、マレーシアの文書館の沿革を2回に分けて紹介しよう。

今日、マレーシアには国立、州立の2種類の政府文書館があり、マレーシア大学、マレーシア航空などもそれぞれに文書館をもっている。そのなかの国立文書館は1957年12月1日に設立された。1982年に新館が建設され、クワラルンプールの郊外、ジャラン・デュタの緑豊かな丘陵に置かれている。

マレーシアは、マラヤ連邦としてイギリス連

邦の一員として独立したのが1957年8月31日なので、国立文書館は独立後まもなく設置されていたことがわかる。当時の国立文書館は、戦災を逃れて政府の中に残された資料の救出が主な業務であった。国立文書館の名前はイギリスと同じで、パブリック・レコード・オフィスと称された。その後、マレーシアは1963年9月にシンガポール、イギリス領サバ(現在のサバ州)を加えて、連邦国家マレーシアとなった。このとき、名称もマレーシア国立文書館となった。1965年8月にはシンガポールが分離独立し、国の輪郭がかたまった1966年に、国立文書館法が定められ、文書館の機能や主な業務が明文化された。

マレーシアでは植民地であった第2次世界大戦以前から、マレーシア国内の古くなった書類をきちんと管理する必要があることは意識されていたものの、植民地政府ではこの事をさして深刻には受けとめようとしなかった。しかし、日本軍によるマレーシア占領期には特に記録の廃棄が進められたために、1948年3月、植民地

大臣は公的記録の保存のために現状調査を求めた。当時の英国パブリックレコードオフィス館長が作成した調査用紙もこれに添えられていた。

当時、マラヤはそれどころではない状態だったので、送られてきた調査用紙は無視された。まともな現状調査が行われたのは後になってからのことで、それがきっかけとなり植民地政府に公的記録の保存と廃棄にかんする委員会が組織された。1956年1月、委員会は報告書をまとめた。報告書には、専門家であるアーキビストの指導の下で、公的記録の保存と廃棄を制度的に統括するための機関の設立が盛り込まれていた。the state and straits settlement governmentsが参画して連邦全体の統一的な枠組みを策定し、ロンドンのパブリックレコードオフィスの専門家の協力を得て記録の現状調査をおこなって公的記録の保存に関する法令策定のための勧告をおこなうことというのが、その内容であった。この時、政府は国内に記録貯蔵センターを設立するのを感じていた。

こうして1957年5月、ロンドンのパブリックレコードオフィス副館長HNプラキストンが2カ月の予定でクワラルンプールにやってきた。プラキストンは滞在中に108か所の連邦および州の役所を訪問した。1957年7月にプラキストンが提出した報告書には、連邦記録局を法律に基づいて設立することを提案し、また各州政府がその中に加わるべきであることを示した。このプラキストン報告に従って記録保存所長1名と副所長2名が任命され、政府の記録の制度的な見直しが始まったのである。

マレーシア (2)

前回は、植民地時代の政府記録の保存と廃棄を軸とした国立文書館設立の検討過程を紹介した。今回は、その実現とマレーシア独立後今日にいたる国立文書館をみる。

政府側は基本的にはプラキストン報告の提案

を受け入れ、記録保存所長を任命した。1957年12月1日付で正式に設立したマラヤ・パブリック・レコード・オフィスの初代所長はツアン・ハジ・ムビン・シェパルドであった。その担当業務や責任範囲の増加と国際的な発展にともない、1963年11月、マレーシア国立文書館と改称された。

発足当初のマレーシア国立文書館には根拠法令はなかったため、公的記録の受入と保存は通達に基づいて行われていた。1962年ユネスコの専門家であるF. R. J. ベルホベン博士が国立文書館長に任命された。博士は大英連邦(コモンウェルス)他各国の文書保存法の調査を行った上で、1963年4月にはじめて、国立文書館法案を起草した。その後幾つかの改訂が施され、1966年ようやくこの草案は議会を通過した。これは「1966年国立文書館法」とよばれている。この法律により、公的記録と古い資料をかけがえのない共有財産として保存・管理をきちんと行うという考え方がうえつけられたのであった。

国立文書館法の成立により、国立文書館は、政府や一般市民が国とその歴史を記した記録を研究できるよう、記録の保存するという役割を、それまで以上に効果的かつシステムティックに行えるようになった。さらに、政府各省庁にたいしては、記録の管理方法についての助言を行っている。国立文書館の主な目的は次の2点である。

- (1) マレーシアの歴史と発展に関する情報を提供して、国民が国の歴史についての正確な知識を得られるようにすること
- (2) 政府全省庁に効果的・現代的な記録の管理システムをしいて、政府が効率的・経済的な運営を行えるよう援助すること

こうした努力を重ねるうちに、国立文書館には、古い資料や記録を適切に保存するための専門の建物が必要であるという事に、政府の関心が注がれるようになった。1957年のプラキストン報告に基づき、1960年に基本計画の策定が始まった。1971年、ユネスコが派遣したコンサルタントがマレーシアにやってきた。このコンサ

ルタントはマレーシアの国立文書館の建物が国際的なレベルのものになるような助言をするために派遣されたのであった。国立文書館の敷地にはさまざまな問題もあったが、1977年7月18日、クワラルンプールのジャラン・ドユタで国立文書館の建設が始まり、1982年10月に工事は完成した。完成した新館は、1982年12月1日、国立文書館設立25年を記念し、第7代ヤン・ディーベルチュアン・アゴン殿下の手で正式に開

館した。1989年の統計ではマレーシア国立文書館の職員数は402名で、管理部門は2カ所・10課構成、その他に記念館3か所および州レベルの地方支部7か所を擁する大所帯に成長した。ICAの東南アジア地域支部の議長や事務局を引き受けるなど、国際的にも活発な行動を行っている。

(小川千代子 国際資料研究所)